

令和七年
六月 青森県議会第三百二十二回定例会会議録 第六号

令和七年六月二十七日（金）議事日程 第六日

午後一時開議

- 第一、各常任委員長報告
- 第二、各常任委員長報告に対する質疑
- 第三、議案第一号から議案第十二号まで、報告第一号及び報告第二号に対する討論、採決
- 第四、各常任委員会に係る特定付託案件の閉会中の継続審査採決
- 第五、発議第七号は、提案理由説明、質疑、委員会付託及び討論はいずれも省略し採決
- 第六、議員派遣採決

本日の会議に付した事件

- 第一、各常任委員長報告
- 第二、各常任委員長報告に対する質疑
- 第三、議案第一号から議案第十二号まで、報告第一号及び報告第二号に対する討論、採決
- 第四、各常任委員会に係る特定付託案件の閉会中の継続審査採決
- 第五、発議第七号は、提案理由説明、質疑、委員会付託及び討論はいずれも省略し採決
- 第六、議長の辞職及び選挙
- 第七、副議長の辞職及び選挙
- 第八、原子力・エネルギー対策特別委員の辞任及び選任
- 第九、議員派遣採決

午後一時開議

出席議員 四十八名

議長 長 丸 井 裕

副議長 長 工 藤 慎 康

副議長 長 寺 田 達 也

副議長 長 齊 藤 爾

一 番 丸 井 裕

二 番 井 本 貴 之

三 番 小 笠 原 大 佑

四 番 大 澤 祥 宏

五 番 大 平 陽 子

六 番 夏 坂 修

七 番 吉 田 ゆかり

八 番 成 田 陽 光

九 番 大 崎 光 明

十 番 和 田 寛 司

十一番 菊 池 勲

十二番 鶴 賀 谷 貴

十三番 吉 俣 洋

十四番 花 田 栄 介

十五番 寺 田 達 也

十六番 高 橋 修 一

十七番 夏 堀 浩 一

十八番 今 博

二 番 工 藤 貴 弘

三 番 工 藤 悠 平

四 番 夏 堀 嘉 一 郎

五 番 北 向 由 樹

六 番 齊 藤 孝 昭

七 番 後 藤 清 安

八 番 大 澤 敏 彦

九 番 福 士 直 治

十 番 木 明 和 人

十一番 小 比 類 卷 正 規

十二番 高 畑 紀 子

十三番 田 端 深 雪

十四番 谷 川 政 人

十五番 齊 藤 爾

十六番 蛭 沢 正 勝

十七番 工 藤 慎 康

十八番 櫛 引 ユキ子

十九番 川 村 悟

三十七番	安藤晴美	三十八番	山谷清文
三十九番	山田知	四十番	三橋一三
四十一番	工藤兼光	四十二番	森内之保留
四十三番	清水悦郎	四十四番	阿部広悦
四十五番	田中順造	四十六番	田名部定男
四十七番	伊吹信一	四十八番	鹿内博

出席事務局職員

局長	藤康成	次長	伊藤敏文
議事課長	角田正人	副参事	鳴海康
総括主幹専門員	中野弥寿喜	主幹	山口友一
主査	岡崎正博	主査	中畑祥将

地方自治法第百二十一条による出席者

知事	宮下宗一郎
副知事	小谷知也
副知事	奥田忠雄
総務部長	澤純市
財務部長	千葉雄文
総合政策部長	後村文子
こども家庭部長	若松伸一
交通・地域社会部長	舩木久義
環境エネルギー部長	豊島信幸
健康医療福祉部長	守川義信
経済産業部長	上沢謙一
観光交流推進部長	齋藤直樹
農林水産部長	成田澄人
県土整備部長	古市秀徳

危機管理局長 築田 潮

国スポ・障スポ局長 出崎 和夫

会計管理者 小坂 秀滋

病院事業管理者 大山 力 病院局長 田口 晋

教 育 長 風張 知子 教育次長 坂上 佳苗

公安委員長 横町 俊明

警察本部長 小野寺 健一 警務部長 中村 誠

監査委員 佐々木 知彦 監査委員事務局長 松田 大

人事委員長 奥崎 栄一 人事委員会事務局長 工藤 正明

選挙管理委員長 鶴岡 真治 選挙管理委員会事務局長 平尾 悠樹

○議長（丸井 裕） ただいまより会議を開きます。

日程に入ります。

◎ 委員会審査報告

○議長（丸井 裕） 各委員長から委員会審査報告書が提出されましたので、お手元に配付してあります。

令和7年6月25日

青森県議会議長 丸 井 裕 殿

総務政策こども委員会
委員長 清水 悦 郎

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会は付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したので
会議規則第77条の規定により報告する。

記

審査年月日	令和7年4月21日
審査案件	特定付託案件（財政対策等、総合的な企画調整及びこどもに関する施策の総合調整について）
審査年月日	令和7年5月21日
審査案件	特定付託案件（財政対策等、総合的な企画調整及びこどもに関する施策の総合調整について）
審査年月日	令和7年6月25日
審査案件	議案9件 所管事項
審査結果	議案 原案可決9件
閉会中の継続審査申出	本委員会は特定付託案件（財政対策等、総合的な企画調整及びこどもに関する施策の総合調整について）について閉会中もなお継続審査を要するものと決定した。

令和7年6月25日

青森県議会議長 丸 井 裕 殿

環境厚生委員会
委員長 谷 川 政 人

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会は付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したので
会議規則第77条の規定により報告する。

記

審査年月日	令和7年4月21日
審査案件	特定付託案件（生活環境等の整備、エネルギー総合対策、健康福祉対策及び病院事業の運営について）
審査年月日	令和7年5月21日
審査案件	特定付託案件（生活環境等の整備、エネルギー総合対策、健康福祉対策及び病院事業の運営について）
審査年月日	令和7年6月25日
審査案件	議案2件 所管事項
審査結果	議案 原案可決2件
閉会中の継続審査申出	本委員会は特定付託案件（生活環境等の整備、エネルギー総合対策、健康福祉対策及び病院事業の運営について）について閉会中もなお継続審査を要するものと決定した。

令和7年6月25日

青森県議会議長 丸井 裕 殿

農林水産委員会委員長 和田 寛 司

委員会審査報告書

本委員会は付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したので
会議規則第77条の規定により報告する。

記

審査年月日	令和7年4月21日
審査案件	特定付託案件（農林畜産及び水産業の振興対策について）
審査年月日	令和7年5月21日
審査案件	特定付託案件（農林畜産及び水産業の振興対策について）
審査年月日	令和7年6月25日
審査案件	議案1件 所管事項
審査結果	議案 原案可決1件
閉会中の継続審査申出	本委員会は特定付託案件（農林畜産及び水産業の振興対策について）について閉会中もなお継続審査を要するものと決定した。

令和7年6月25日

青森県議会議長 丸井 裕 殿

経済交通観光委員会
委員長 菊池 勲

委員会審査報告書

本委員会は付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したので
会議規則第77条の規定により報告する。

記

審査年月日	令和7年4月21日
審査案件	特定付託案件（商工業及び観光の振興並びに交通体系の整備について）
審査年月日	令和7年5月21日
審査案件	特定付託案件（商工業及び観光の振興並びに交通体系の整備について）
審査年月日	令和7年6月25日
審査案件	所管事項
閉会中の継続審査申出	本委員会は特定付託案件（商工業及び観光の振興並びに交通体系の整備について）について閉会中もなお継続審査を要するものと決定した。

令和7年6月25日

青森県議会議長 丸 井 裕 殿

文教公安委員会
委員長 成 田 陽 光

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会は付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したので
会議規則第77条の規定により報告する。

記

審査年月日	令和7年4月21日
審査案件	特定付託案件（教育環境の整備及び警察の管理運営について）
審査年月日	令和7年5月21日
審査案件	特定付託案件（教育環境の整備及び警察の管理運営について）
審査年月日	令和7年6月25日
審査案件	所管事項
閉会中の継続審査申出	本委員会は特定付託案件（教育環境の整備及び警察の管理運営について）について閉会中もなお継続審査を要するものと決定した。

令和7年6月25日

青森県議会議長 丸 井 裕 殿

建設危機管理委員会
委員長 櫛引 ユキ子

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会は付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したので
会議規則第77条の規定により報告する。

記

審査年月日	令和7年4月21日
審査案件	特定付託案件（道路河川等の整備及び工業用水道事業の運営並びに危機管理及び防災対策について）
審査年月日	令和7年5月21日
審査案件	特定付託案件（道路河川等の整備及び工業用水道事業の運営並びに危機管理及び防災対策について）
審査年月日	令和7年6月25日
審査案件	所管事項
閉会中の継続審査申出	本委員会は特定付託案件（道路河川等の整備及び工業用水道事業の運営並びに危機管理及び防災対策について）について閉会中もなお継続審査を要するものと決定した。

◎ 各 委 員 長 報 告

○議長（丸井 裕） 議案第一号から議案第十二号まで、報告第一号及び報告第二号を一括議題とし、各委員長の報告を行います。

総務政策こども委員会委員長、四十三番清水悦郎議員の登壇を求めます。――清水議員。

○総務政策こども委員会委員長（清水悦郎） 総務政策こども委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る二十五日に開催し、本会議より付託されました議案九件について審査の結果、議案第四号、報告第一号及び報告第二号は多数をもって、その他の議案についてはいずれも満場一致をもって原案どおり可決いたしました。

以下、審査の過程における質疑の主なるものについて、その概要を申し上げます。

「青森県県税条例等の一部を改正する条例案について、個人県民税の特定親族特別控除の内容について伺いたい」との質疑に対し、「特定親族特別控除における特定親族とは、納税義務者と生計を一にする年齢十九歳以上二十三歳未満の親族であつて、前年の給与収入が百二十三万円を超え百八十八万円以下の者をいい、自己の配偶者や青色事業専従者などは除かれる。そして特定親族特別控除は、特定親族を有する親等の納税義務者について、従前の特定扶養控除と同額となる一人につき最高四十五万円を令和八年度以降の個人県民税から控除するものである」との答弁がありました。

このほか

一つ、選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案における条例改正の概要について

一つ、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案につい

て、法改正により新設された形態の部分休業については、会計年度任用職員も取得が可能となるのか

等の質疑があり、それぞれ答弁がありました。

以上、審査の概要を申し上げ、報告を終わります。

○議長（丸井 裕） 環境厚生委員会委員長、二十六番谷川政人議員の登壇を求めます。――谷川議員。

○環境厚生委員会委員長（谷川政人） 環境厚生委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る二十五日開催し、本会議より付託されました議案二件について審査の結果、いずれも満場一致をもって原案どおり可決いたしました。

以下、審査の過程における質疑の主なるものについて、その概要を申し上げます。

「青森県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例案について、本年十二月の一斉改選に向けて、県はどのような考え方で欠員解消に取り組んでいくのか伺いたい」との質疑に対し、「県では、昨年九月から十一月までに実施した市町村に対するヒアリングにおいて定数の要望や欠員の状況等を確認しており、欠員の地区がある場合は新たな委員の選任による解消を図りつつ、解消のめどが立たない場合には担当地区の見直しなどを検討するよう働きかけている。また、市町村に対しては、五月に開催した事務担当者会議の場において、欠員が生じることのないように委員候補者を推薦するよう求めるなど、今後も市町村との連携を密にしながら欠員の解消に向けて取り組んでいく」との答弁がありました。

以上、審査の概要を申し上げ、報告を終わります。

○議長（丸井 裕） 農林水産委員会委員長、十九番和田寛司議員の登壇を求めます。――和田議員。

○農林水産委員会委員長（和田寛司） 農林水産委員会の審査の経過並

びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る二十五日開催し、本会議より付託されました議案第八号「青森県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例案」について審査の結果、満場一致をもって原案どおり可決いたしました。

以下、審査の過程における質疑の主なものについて、その概要を申し上げます。

「令和七年度の主な土地改良事業の実施状況について伺いたい」との質疑に対し、「令和七年度の主な土地改良事業の実施状況は、生産性や農業所得の向上を図るため、スマート農業の実装を可能とする農地の大区画化や、水田の汎用化を行う経営体育成基盤整備事業が十七地区、事業費約二十二億九千万円となっている。また、農業用水の安定供給や豪雨時における洪水被害等の軽減を図るため、農業水利施設の補修や更新を行う農業水路等長寿命化・防災減災事業が十三地区、事業費約十一億五千万円などとなっている」との答弁がありました。

このほか、今回の条例案の改正内容について質疑があり、答弁がありました。

以上、審査の概要を申し上げ、報告を終わります。

○議長（丸井 裕） 以上をもって各委員長の報告を終わります。

◎ 各委員長報告に対する質疑

○議長（丸井 裕） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

「〔質疑なし〕と呼ぶ者あり」

○議長（丸井 裕） 質疑なしと認めます。

◎ 討 論

○議長（丸井 裕） これより討論を行います。

討論は議題外にわたらないよう簡明に願います。

一部反対討論、二十四番田端深雪議員の登壇を許可いたします。――田端議員。

○二十四番（田端深雪） 日本共産党の田端深雪です。日本共産党を代表し、一部反対討論を行います。

今回提案された議案十二件のうち二件、報告二件のうち二件に反対し、議案十件に賛成します。

まず、反対する議案及び報告について理由を述べます。

議案第四号「青森県県税条例等の一部を改正する条例案」には、軽油引取税に係る課税免除の特例措置があり、この中で自衛隊と同様に外国軍隊に対しても軽油引取税を課税免除するとありますが、これまで個々の締約国の相手国ごとに国会で審議されていたものが、今回の改正によって、審議されることなく自動的に課税免除されていく仕組みとなります。これは海外で戦争する国づくりを一層強めるものであることから反対します。

なお、議案第四号の地方税法の改正に伴う特定親族特別控除の部分については反対するものではありません。これまで我が党は物価上昇に見合う課税最低限の引上げは必要なことだと主張してきました。物価高騰が続く中、一九九五年以来、三十年間据え置かれてきた課税最低限の引上げは当然です。

議案第十二号「青森県監査委員の選任の件」、選任の考え方については、任期が全うされないまま任期途中で慣例のように新たな監査委員の選任が行われることの理由が不明瞭であり、賛同できません。

報告第一号「専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（青森県県税条例の一部を改正する条例）」の中の企業版ふるさと納税ですが、二〇二〇年の税制改正で寄附の最大九割が税額控除となり、財界の強い要

望で延長されたものです。企業版ふるさと納税をめぐることは、関連子会社への寄附金の還流、自治体と企業の癒着などの事案が発生しています。企業の癒着や不正が起りかねない制度は見直し、地域活性化というのであれば自治体の地域創生事業に直接補助すべきであり、よって承認できません。

報告第二号「専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例）」では、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法により、立地地域に対して事業税、不動産取得税などの課税について優遇するもので、これは自治体の原発依存を進め、原発と核燃料サイクル政策の推進政策が根底にあることから承認できません。福島第一原発事故から十四年を経過しても原子力緊急事態宣言は解除されず、デブリの状態も事故発生についても多くのことが未解明のままです。最終処分地も核燃料サイクルも見通しなく、放射性廃棄物がたまり続けていく状況において、原発核燃料政策は中止すべきです。

次に、賛成した議案第一号と議案第九号について触れておきます。今回の改正で部分休業が拡充され、常勤職員と非常勤職員との部分休業の取得要件の格差がなくなります。働きながら子育てしやすい環境を進めることは青森県の課題解決の大きな鍵であり、育児休業等が取得しやすい環境づくりは重要であることから賛成します。同時に、非常勤職員が不安定雇用で低賃金を余儀なくされていることを考えると、常勤職員に移行させていくことを要望します。

以上で一部反対討論といたします。

○議長（丸井 裕） 賛成討論、十五番成田陽光議員の登壇を許可いたします。——成田議員。

○十五番（成田陽光） 自由民主党の成田陽光でございます。

賛成討論を行います。

本定例会に提出され、本日採決に付されますのは、議案第一号から議

案第十号までの条例案十件、議案第十一号及び追加された議案第十二号の単行議案二件、並びに専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件二件であり、その全てに賛成、同意並びに承認するものであります。

まず、議案第一号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」について見解を申し上げます。

今回の改正により、新たに一年につき十日分の勤務時間に相当する部分休業を臨時的に取得できるようになり、これまで以上に育児中の職員の柔軟な働き方が可能になることで、仕事と家庭を両立しやすくなることが期待されます。県においては、これからも職員が制度を利用しやすい環境づくりに努めていただくようお願いいたします。

次に、議案第四号「青森県県税条例の一部を改正する条例案」について見解を申し上げます。

改正地方税法の施行に合わせて、主に個人県民税の特定親族特別控除の適用や軽油引取税に係る課税免除措置に関する改正等を行うものです。このうち、個人県民税の特定親族特別控除については、令和七年度地方税改正において、十九歳以上二十三歳未満の扶養親族の収入金額に応じた段階的な控除を行う制度として新設されたものであります。物価上昇等を踏まえた税負担の調整及び就業調整の一環としての対応となりますが、控除の拡大に伴う本県の税収への影響額については、国において地方税収への配慮も踏まえた制度改正を行った結果、限定的なものとなったものと見込まれております。県においても、引き続き、行政サービス等の質の低下等を招くことがないよう努めていただきますとともに、県一般財源総額の確保、充実についての国への働きかけを行うようお願いいたします。

さて、本定例会開会前には、令和六年の本県の合計特殊出生率が一・一四というデータが公表されました。これは六年連続で前年を下回る結果となっております。昨年十月に県が発表したことも・子育て「青森モデル」における二〇四〇年を目標に合計特殊出生率二以上を達成という

目標がいかにも高い目標であることが再認識される結果となりました。本定例会においても、各産業分野の振興や担い手不足への対応、若者の県内定着、還流、ボールパークをはじめとした施設整備など、将来を見据えた様々な議論がありました。厳しい現状を打破し、高い目標を達成するために、あらゆる分野の施策を総動員していく必要があると考えます。

最後に、あさって六月二十九日で宮下知事就任から二年となります。任期の折り返しを迎え、各取組の検証も進めていかななくてはならない時期に差し加かっているものと考えます。県議会においても、この二年間に始められた新たな取組や改革が想定どおりに実を結びつつあるのか、軌道修正が必要なものはないので、これまで以上に緊張感と責任感を持って議論をしてまいりたいと思います。

以上申し上げ、賛成討論を終わります。

○議長（丸井 裕） これをもって討論を終わります。

◎ 議 案 採 決

○議長（丸井 裕） これより議案の採決をいたします。

議案第十二号を採決いたします。

地方自治法第一百七十七条の規定により、菊池勲議員、木明和人議員を除斥いたします。

〔菊池勲議員、木明和人議員、退場〕

○議長（丸井 裕） 議案第十二号、本件に同意することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（丸井 裕） 起立多数であります。よって、本件は同意されました。

菊池勲議員、木明和人議員の除斥を解きます。

〔菊池勲議員、木明和人議員、入場〕

○議長（丸井 裕） 議案第十一号を採決いたします。

議案第十一号、本件に同意することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（丸井 裕） 起立総員であります。よって、本件は同意されました。

議案第四号、報告第一号及び報告第二号、以上三件は所管委員長報告どおり原案に賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（丸井 裕） 起立多数であります。よって、原案は可決、承認されました。

議案第一号から議案第三号まで、議案第五号から議案第十号まで、以上九件は、所管委員長報告どおり原案に賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（丸井 裕） 起立総員であります。よって、原案は可決されました。

◎ 特定付託案件閉会中の継続審査採決

○議長（丸井 裕） 次に、お諮りいたします。委員会審査報告書中、

特定付託案件について閉会中の継続審査の申出があります。これを継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸井 裕） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

◎ 発 議 案 上 程

○議長（丸井 裕） 発議案が提出されましたので、お手元に配付してあります。

発議第七号を議題といたします。

発議 第 7 号

青森県議会議規則の一部を改正する規則案

青森県議会議規則第15条第1項の規定により提出する。

令和7年6月27日

青森県議会議長 丸 井 裕 殿

提 出 者 (別 紙)

青森県議会会議規則の一部を改正する規則案

青森県議会会議規則（昭和三十一年十一月青森県議会告示第二号）の一部を次のように改正する。
第十七章中第二百二十四条を第二百二十六条とし、第二百二十三条の二中「（入出力装置を含む。以下この項及び第
三項において同じ。）」を削り、同条を第二百二十五条とし、同条の前に次の一条を加える。

第二百二十四条 議長が行うこの規則の規定による文書その他の文字、図形その他の人の知覚によつて認識すること
ができる情報が記載された紙その他の有体物の配布については、当該配布に関するこの規則の規定にかかわらず、
議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議長の使用に係る電子計算機（入出力装置
を含む。以下この項及び第三項並びに次条第一項及び第三項において同じ。）とその配布の相手方の使用に係
る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する
方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた配布については、当該配布に関するこの規則の規定
に規定する方法により行われたものとみなして、当該配布に関するこの規則の規定を適用する。

3 第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた記録がされた時又は議長が、当該者（議員に限る。）が当該配布により通知を
算機に備えられたファイルへの記録がされた時又は議長が、当該者（議員に限る。）が当該配布により通知を
すべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られ
る記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。）に記録さ
れている事項を議長が定める方法により表示したものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電
子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができるときは、当該者に対し、議長が定め
る電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を發した時のいづれか早い時に当該者に達したも
のとみなす。

この規則は、令和七年七月一日から施行する。



青森県議会議員

田 中 順 造	阿 部 広 悦	清 水 悦 郎	森 内 之 保 留
工 藤 兼 光	三 橋 一 三	山 田 知 丸 井 裕	
山 谷 清 文	楠 引 ヨキ子	夏 堀 浩 一	工 藤 慎 康
高 橋 修 一	蛭 沢 正 勝	寺 田 達 也	齊 藤 爾
花 田 栄 介	谷 川 政 人	菊 池 勲	小比類巻 正規
和 田 寛 司	木 明 和 人	大 崎 光 明	福 士 直 治
成 田 陽 光	大 澤 敏 彦	工 藤 悠 平	井 本 貴 之
工 藤 貴 弘	田名部 定 男	今 博	鶴賀谷 貴
高 畑 紀 子	夏 堀 嘉一郎	小笠原 大 佑	川 村 悟
斉 藤 孝 昭	大 平 陽 子	北 向 由 樹	大 澤 祥 宏
安 藤 晴 美	吉 俣 洋	田 端 深 雪	伊 吹 信 一
夏 坂 修	後 藤 清 安	鹿 内 博	吉 田 ゆかり

◎ 発議案採決

○議長（丸井 裕） お諮りいたします。発議第七号は、提案理由説明、質疑、委員会付託及び討論はいずれも省略し、直ちに採決したいと思いをします。これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（丸井 裕） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

これより発議案の採決をいたします。

発議第七号、本件の原案に賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（丸井 裕） 起立総員であります。よって、原案は可決されました。

暫時休憩いたします。

午後一時二十五分休憩

午後一時四十四分再開

○副議長（寺田達也） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

◎ 議長の辞職及び選挙

○副議長（寺田達也） 丸井裕議長から議長の辞職願が提出されました。お諮りいたします。議長辞職の件を日程に追加し、順序を変更して、直ちに議題とすることに賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○副議長（寺田達也） 起立多数であります。よって、さよう決定いたしました。

提案理由
議員等に対する文書等の配布について、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるとする
ため提案するものである。

議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第百十七条の規定により、丸井裕議長を除斥いたします。

○副議長（寺田達也） 辞職願を職員に朗読させます。

〔職員朗読〕

辞 職 願

このたび一身上の都合により議長を辞職したいので許可されるようお願いいたします。

令和七年六月二十七日

青森県議会議長 丸 井 裕

青森県議会副議長 寺 田 達 也 殿

○副議長（寺田達也） お諮りいたします。丸井裕議長の辞職を許可することに賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○副議長（寺田達也） 起立多数であります。よって、丸井裕議長の辞職を許可することに決定いたしました。

丸井裕議員の除斥を解き、入場を求めます。

〔丸井裕議員、入場〕

○副議長（寺田達也） 丸井裕議員の御挨拶があります。

○一番（丸井 裕） 令和五年五月十日に議長に御選任をいただき、本日まで二年二か月弱、無事に議長の重責を全うすることができました。これも議員の皆様方、そして議会事務局、そして秘書室の皆様方の御協力の賜物であり、心から御礼を申し上げる次第であります。

私が議長に就任したときには、もはやコロナも収まりまして、リモート会議がなくなり、対面での会議が全て始まったときであります。おかげさまでいろんなところに行かせていただいて、いろんな方々と対話をし、議論を重ねてまいりました。やはり対面で直接顔を合わせてお話をすることの大事さというものをつくづく感じたときでもありました。また、議会においても、議会改革に一步一步、私は前進させてきたと思っ

ております。ですが、時代の移り変わりは非常に速い。これからもっともっと加速化させて、もっともっと改革をする必要があるかと思っております。

今日まで議長として、寺田副議長と共に、公平で円滑な議事運営に努めてまいったつもりであります。今後は議長経験者として、微力ながら青森県政の課題に尽力をしてまいる所存であります。議員各位におかれましては、今後とも変わらぬ御指導、そして御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げ、退任の御挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○副議長（寺田達也） お諮りいたします。議長が欠員となりましたので、議長の選挙を日程に追加し、順序を変更して、直ちに選挙を行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（寺田達也） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

これより議長の選挙を行います。

議場の閉鎖をいたします。

〔議場閉鎖〕

○副議長（寺田達也） ただいまの出席議員数は四十八人です。会議規則第三十二条第二項の規定により、立会人に十七番大崎光明議員、三十五番今博議員、三十六番川村悟議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○副議長（寺田達也） 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「配付漏れなし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（寺田達也） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○副議長（寺田達也） 異常なしと認めます。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議席順に順次投票願います。

〔投票〕

○副議長（寺田達也） 投票漏れはありませんか。

「「投票漏れなし」と呼ぶ者あり」

○副議長（寺田達也） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

先ほど指名いたしました方々の立会いを願います。

〔開票〕

○副議長（寺田達也） 選挙の結果を報告いたします。投票総数四十八票——有効投票四十八票、無効投票なし。有効投票中、工藤慎康議員三十八票、田名部定男議員十票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は十二票であります。よって、工藤慎康議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（寺田達也） ただいま議長に当選されました工藤慎康議員が議場におられますので、本席より、会議規則第三十三条第二項の規定により告知いたします。

議長に当選されました工藤慎康議員の御挨拶があります。

○三十二番（工藤慎康） ただいま当選いたしました工藤慎康でございます。浅学非才の身でございますが、皆さん方の御協力をいただき、円滑な議会運営と県政進展のために誠心誠意頑張る所存でございますので、よろしく願います。

ありがとうございます。

○副議長（寺田達也） 議長と席を交代いたします。

〔議長、副議長と交代し議長席に着く〕

○議長（工藤慎康） 暫時休憩いたします。

午後二時二分休憩

午後二時十九分再開

○議長（工藤慎康） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

◎ 副議長の辞職及び選挙

○議長（工藤慎康） 寺田達也副議長から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。副議長辞職の件を日程に追加し、順序を変更して、直ちに議題とすることに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤慎康） 起立多数であります。よって、さよう決定いたしました。

副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第百十七条の規定により、寺田達也副議長を除外いたします。

○議長（工藤慎康） 辞職願を職員に朗読させます。

〔職員朗読〕

辞 職 願

このたび一身上の都合により副議長を辞職したので許可されるようお願い出ます。

令和七年六月二十七日

青森県議会副議長 寺田達也

青森県議会議長 工藤 慎 康 殿

○議長（工藤慎康） お諮りいたします。寺田達也副議長の辞職を許可することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤慎康） 起立多数であります。よって、寺田達也副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

寺田達也議員の除斥を解き、入場を求めます。

〔寺田達也議員、入場〕

○議長（工藤慎康） 寺田達也議員の御挨拶があります。

○二十九番（寺田達也） 令和五年五月に副議長に御選任をいただき以来、本日まで大過なく副議長を務めさせていただきました。御指導いただきました皆様に心から感謝を申し上げます。

私自身初めての経験でありましたが、副議長として精いっぱい議長を支える中で大変貴重な経験をさせていただきました。今後は青森県発展のため、一議員として微力ながら尽力をまいりたい所存でございます。皆様におかれましては、今後とも御指導を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではありますが、退任の御挨拶に代えさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（工藤慎康） お諮りいたします。副議長が欠員となりましたので、副議長の選挙を日程に追加し、順序を変更して、直ちに選挙を行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤慎康） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

これより副議長の選挙を行います。

議場の閉鎖をいたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（工藤慎康） ただいまの出席議員数は四十八人です。会議規則第三十二条第二項の規定により、立会人に十七番大崎光明議員、

三十五番今博議員、三十六番川村悟議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（工藤慎康） 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「配付漏れなし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤慎康） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（工藤慎康） 異常なしと認めます。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議席順に順次投票願います。

〔投票〕

○議長（工藤慎康） 投票漏れはありませんか。

〔「投票漏れなし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤慎康） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

先ほど指名いたしました方々の立会いを願います。

〔開票〕

○議長（工藤慎康） 選挙の結果を報告いたします。投票総数四十八票——有効投票四十八票、無効投票なし。有効投票中、齊藤爾議員三十八票、安藤晴美議員七票、鶴賀谷貴議員二票、鹿内博議員一票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は十二票であります。よって、齊藤爾議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（工藤慎康） ただいま副議長に当選されました齊藤爾議員が議場におられますので、本席より、会議規則第三十三条第二項の規定により告知いたします。

副議長に当選されました齊藤爾議員の御挨拶があります。

○二十八番（齊藤 爾） 歴史と伝統ある青森県議会の副議長に選任いただきました齊藤爾でございます。大変名前が難しいものですから、書いていただいた皆さんには御苦労をおかけいたしました。ありがとうございます。

工藤議長を補佐しながら、公正公平をモットーとし、青森県発展のために円滑な議会運営に努めてまいりたいと思います。議員各位の皆様方、執行部の皆様方、県職員の皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げます。就任に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤慎康） 暫時休憩いたします。
午後二時三十六分休憩

午後二時五十六分再開

○副議長（齊藤 爾） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

◎ 特別委員の辞任及び選任

○副議長（齊藤 爾） 工藤慎康議長から原子力・エネルギー対策特別委員を辞任したい旨の願い出がありました。

お諮りいたします。原子力・エネルギー対策特別委員辞任の件を日程に追加し、順序を変更して、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（齊藤 爾） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定い

たしました。

原子力・エネルギー対策特別委員辞任の件を議題といたします。

お諮りいたします。工藤慎康議長の原子力・エネルギー対策特別委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（齊藤 爾） 御異議なしと認めます。よって、辞任を許可することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。原子力・エネルギー対策特別委員選任の件を日程に追加し、順序を変更して、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（齊藤 爾） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

ただいま欠員となりました原子力・エネルギー対策特別委員を選任いたします。

お諮りいたします。委員会条例第五条第一項の規定により丸井裕議員を原子力・エネルギー対策特別委員に指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（齊藤 爾） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

議長と席を交代いたします。

〔議長、副議長と交代し議長席に着く〕

○議長（工藤慎康） 齊藤爾副議長から原子力・エネルギー対策特別委員を辞任したい旨の願い出がありました。

お諮りします。原子力・エネルギー対策特別委員辞任の件を日程に追加し、順序を変更して、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（工藤慎康） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

原子力・エネルギー対策特別委員辞任の件を議題といたします。

お諮りいたします。齊藤爾副議長の原子力・エネルギー対策特別委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（工藤慎康） 御異議なしと認めます。よって、辞任を許可することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。原子力・エネルギー対策特別委員選任の件を日程に追加し、順序を変更して、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（工藤慎康） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

ただいま欠員となりました原子力・エネルギー対策特別委員を選任いたします。

お諮りします。委員会条例第五条第一項の規定により寺田達也議員を原子力・エネルギー対策特別委員に指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（工藤慎康） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

◎ 議 員 派 遣

○議長（工藤慎康） 議員の派遣を議題といたします。
お諮りいたします。

会議規則第二百二十三条第一項の規定により、お手元に配付のとおり、派遣を決定することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（工藤慎康） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

議員の派遣について

No. 1

派遣議員	榑引ユキ子、高畑 紀子、大平 陽子、安藤 晴美、田端 深雪、後藤 清安、吉田ゆかり
派遣期間	令和7年8月26日から8月27日まで
派遣場所及び目的	東京都千代田区 女性議員研究交流大会出席

No. 2

派遣議員	山田 知、花田 栄介、谷川 政人、木明 和人、福士 直治、大澤 敏彦、井本 貴之、田名部定男、大平 陽子、北向 由樹、吉俣 洋、伊次 信一
派遣期間	令和7年8月27日 田名部定男、北向 由樹、伊次 信一 令和7年8月27日から8月28日まで
派遣場所及び目的	山形県山形市 令和7年度北海道・東北六県議会議員研究交流大会出席

令和7年6月27日

○議長（工藤慎康） 以上をもって議事は全部終了いたしました。

◎ 閉 会 挨拶

○議長（工藤慎康） 知事の御挨拶があります。——知事。

○知事（宮下宗一郎） 県議会第三百二十二回定例会の閉会に当たり、御挨拶を申し上げます。

今回の議会におきましては、去る六月十二日開会以来、本日までの十六日間にわたり、本議会に提案いたしました職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案など十四件につきまして慎重な御審議をいただき、それぞれ原案のとおり、御議決、御同意並びに御承認をいただき、誠にありがとうございました。

その執行に当たりましては、審議の過程において、議員各位からいただきました御意見を十分尊重し、最善の効果を収められるよう、誠意を持って努力してまいります。

なお、丸井裕前議長及び寺田達也前副議長におかれましては、本日をもって、それぞれ議長、副議長の職を去られることになりました。御在職中の御労苦に対し深く敬意を表しますとともに、県政運営に対する格別の御支援、御協力に心から感謝申し上げます。

また、後任の議長として工藤慎康議員及び副議長として齊藤爾議員が選任されました。県民の負託に応え、県勢伸展のため、ますます御活躍されますよう心から祈念いたします。

以上、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎ 閉 会 宣 告

○議長（工藤慎康） これをもって第三百二十二回定例会を閉会いたします。

